

地域若者サポートステーションにおける若者就労支援の現状¹⁾

小川 祐喜子*

はじめに

2000年以降の日本社会では、若年失業者の増加、フリーターや若年無業者（ニート）の若者が社会的な関心となった。そこで日本政府は、2003年からフリーターや若年無業者の数を減らし「学校から職業へのより円滑な移行を推進する目的」で「若者自立・挑戦プラン」を策定した（OECD,2010:110）。このプランでは、「フリーターから正規労働者への移行を促進するための対策」、「仕事に対する若者の意欲と能力を向上させるための対策」、「学校から職業への円滑な移行を促進するための対策」（OECD,2010:112）²⁾が導入された。「仕事に対する若者の意欲と能力を向上させるための対策」として2005年に開始された「若者自立塾」は、3か月の合宿訓練で、働く自信をなくした若者に対して自信と意欲を付与し、就労・進学へと導くことを目的として実施された。しかし、ここに入所するためには約20～30万円の入塾費が必要となる。この入所費用を負担するのは彼らの両親である。すなわち、「若者自立塾」支援は、費用を負担する余裕のある若者に限定されていたことになる³⁾。

そこで2006年度からは、「若者自立塾」と同様の「仕事に対する若者の意欲と能力を向上させるための対策」として就労支援を目的とする地域若者サポートステーションが設置された。地域若者サポートステーションとは、若年失業者や若年無業者の若者たちが無料で利用でき、地方自治体や地域の若者支援機関と連携した包括的就労支援である。

このように2000年以降、包括的支援が実施されている日本社会であるが、経済活動や生産活動が急速に減速したことから完全失業率が上昇し、雇用情勢の厳しさが増している。とりわけ、新卒採用の抑制による、若年失業率が懸念され、若者の雇用状況は一層厳しい状況にあると言えよう。

そこで本論では、まず地域若者サポートステーションを概観する。そして、東京5カ所のサポートステーションの事例から、若年失業者と若年無業者に対して実施されている若者支援の現状を明らかにし、今後の若者支援の課題について論考する。

1. 地域若者サポートステーションの概要

地域若者サポートステーションは、厚生労働省の委託事業として2006年度から15歳から34歳⁴⁾の若年無業者や若年失業者を対象に、若者自立支援ネットワーク整備モデル事業として開始された機関である。本事業は、2007年度まではモデル事業として運営されており、2008年度以降から一般事業として運営されている。その設置過程は、厚生労働省からの事業を受託した日本生産性本部の「若者自立支援中央センター」⁵⁾が、各地方自治体の推

* 東洋大学人間科学総合研究所奨励研究員、東洋大学社会学部 非常勤講師

薦する団体（NPO、学校法人、株式会社など）を選抜し、選抜された団体が地域若者サポートステーションとなる。

地域若者サポートステーションの目的とは、「若者を社会的、職業的自立へ誘導することを狙いとし、全国各地域において、地方自治体主導の下、関係機関の協力を仰ぎつつネットワークを構築し、個々の若者のおかれた状況に最も適した支援を継続して受けることができる仕組みづくりを目指そうとする」ことである（2008,2009:社会経済生産性本部:2008,2009,日本生産性本部:2010）。この全国設置数は、初年度の2006年で25カ所、2007年度で50カ所、2008年度で77カ所、2009年度で92カ所、2010年度で100カ所と年々増加している。

厚生労働省は、2007年5月の「多様な機会のある社会」推進会議決定の「地域における若者支援の拡充」で次の5原則をあげている。「地域における若者支援5原則」とは、「1.すべての若者に対応する。2.一人の人があらゆる悩みに答える。3.アウトリーチ（訪問支援）を行う。4.ネットワークを構築する。5.早期に対応する」（厚生労働省,2006）である。

まず、「1.すべての若者に対応する」とは、「支援ニーズの掘り起こし」と「相談拠点の充実」である。「支援ニーズの掘り起こし」とは、組織に属していない支援対象を把握し、地域若者サポートステーションに誘導することである。「相談拠点の充実」とは、サテライトの設置などについての検討である。

「2.一人の人があらゆる悩みに答える」とは、「分野横断的な対応が可能な相談員の養成」と「相談拠点における相談員の充実」である。「分野横断的な対応が可能な相談員の養成」とは、個別的、継続的な支援を行うことができる相談員を養成するためのプログラム作成であり、「相談拠点における相談員の充実」とは家庭訪問を行う人員の配置である。

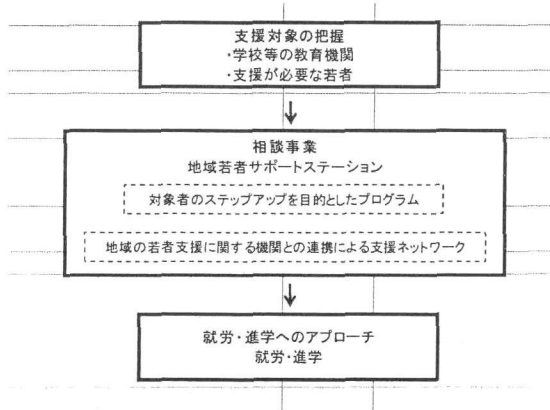
「3.アウトリーチ（訪問支援）を行う」とは、「訪問支援手法の確立」と「訪問支援員の養成」である。「訪問支援手法の確立」とは、訪問支援員が家庭訪問を行い、地域の若者支援機関に誘導することである。「訪問支援員の養成」とは、訪問支援員と相談員の養成方法についての検討などである。

「4.ネットワークを構築する」とは、関係府省などの会議の設置である「連携のための枠組みづくり」と地方自治体、教育委員会、児童相談所などとの情報交換の「地域における連携の強化」である。

最後に「5.早期に対応する」とは、「早期の支援」と「支援の継続」である。「早期の支援」とは、中学校などの早い段階での地域若者サポートステーションの周知であり、「支援の継続」とは地域の若者支援機関の生活訓練的な機能の充実である。

厚生労働省は、この5原則を基本理念に地域若者サポートステーションの事業を行っている（図1参照）。その事業内容とは、「キャリア形成支援や心理カウンセリングを含めた総合的な相談支援事業」、「職業意識啓発のためのジョブ・トレーニングや職業ふれあい事業、コミュニケーショントレーニング、ワークショップ等の若者キャリア開発プログラム」、「地域における若者支援機関のネットワーク構築とネットワークを通じた支援を必要とする若者の把握」である（2008,2009,社会経済生産性本部）。

図1 若者の職業的自立支援の流れ



(出典：2008,2009,2010「地域若者サポートステーション事例集」)

2. 地域若者サポートステーションの現状

2.1 調査方法

次に、東京5カ所の地域若者サポートステーションの支援についてみていく。本調査は、2009年の4月から2009年の12月の間に東京都内にある5カ所の地域若者サポートステーションを対象にヒアリング調査を実施したものである⁹⁾。現在、東京都には6カ所の地域若者サポートステーションが設置されている。本調査では、調査期間中に開所されている地域若者サポートステーションのみを対象にした。調査対象者は、各地域若者サポートステーションの運営責任者、キャリアカウンセラー、相談員などである。ヒアリング調査の内容は、「1.地域若者サポートステーションの設立と経緯」、「2.地域における若者支援5原則と実際の支援について」、「3.支援体制」、「4.支援者側の課題」である。

2.2 東京都内5カ所の地域若者サポートステーション

2.2.1 あだち若者サポートステーション

あだち若者サポートステーションは、若者を就労に繋げていくことを目的に、NPO法人「青少年自立援助センター」を母体に2006年から事業を開始している。支援者によると、1年目は周知活動の1年であり、2年目がネットワーク作りの1年であった。そして、3年目に利用者が自らの選択で来所できるまでに至り、4年目に支援しやすい体制が整った。ここでの支援体制は、キャリアカウンセラーと臨床心理士を含む19名体制で、高校生から40歳までを対象者に支援をしている。利用者の男女比は6割が男性、4割が女性である。

あだち若者サポートステーションの支援は、「①発見」、「②誘導」、「③参加」、「④出口」のプロセスで実施されている。

まず「①発見」とは、母体の「NPO法人青少年自立援助センター」が受託している事業に参加している若者から発見するケースである¹⁰⁾。また、保護者セミナーのグループワークや個別相談で当事者が発見されるケースや、当事者が一人でHPを参考に来所するケースもある。若者たちは多様なケースで発見され、あだち若者サポートステーションに来所

する。これが「②誘導」である。次に「③参加」とは、個別相談（キャリアカウンセリング、臨床心理相談を含む）、各種セミナー（コミュニケーションセミナー、就職活動セミナー、職場体験、ボランティア体験など）、保護者セミナーへの参加である。最後の「④出口」とは、正規就労、アルバイト就労、復学、進学、医療機関や福祉機関経由の自立である。また進路決定後には、利用者同士が悩みを打ち明ける場所として、「職場定着サポート」を提供している。

ここでの支援の特徴には、支援体制、セミナー体制、自治体の協力があげられる。あだち若者サポートステーション支援体制は、1人の利用者に対してすべてのスタッフが支援を行う1対多数制となっている。この支援体制によって、多数のスタッフが多様な視点から若者を見極めることができる。また、各種セミナーは、若者のスキルアップに応じたものを提供している。第1ステップは、コミュニケーション・スキルの向上を目指す「コミュニケーションセミナー」である。第2ステップは、社会人としてのビジネスマナーや職場でのコミュニケーション方法などを習得する「ビジネスコミュニケーションセミナー」である。第3ステップは、職務履歴書作成や面接対策講座といった「就職活動セミナー」である。

あだち若者サポートステーションの最大の特徴は、自治体との連携を基盤に支援が実施されているところである。足立区は、23区でも生活保護世帯が多い区である。そこで、あだち若者サポートステーションは自治体の協力の下、生活保護世帯の若者を就労に繋げるための支援を実施している。

最後に、支援の課題とは、足立区の特徴とも言える生活保護世帯の問題と支援者がグレーゾーンと呼ぶ若者の就労先の問題である。ここでの「グレーゾーン」とは、支援者が若者の見極めで発達障害1歩手前と位置づける若者のことである。

生活保護世帯の問題は、親の同意がなければ支援ができないことである。生活保護世帯の若者をあだち若者サポートステーションに誘導するためには、親の同意が必要とされる。しかし、個人情報などとの兼ね合いで親の同意が得られないケースも少なくない。

次の課題とは、グレーゾーンと呼ばれる若者たちの就労先である。支援者によると、以前は彼らのようなケースでも地域の人びととの協力で職場が提供されていた。しかし、現在ではグレーゾーンの若者たちの受け皿は数少ない。あだち若者サポートステーションの基本理念は、若者たちを就労に繋げることである。ここは、居場所ではなく、就労自立のステップ・アップの場でしかない。彼らの居場所とならないためにも、グレーゾーンの若者たちの就労先が課題である。

2.2.2 たちかわ若者サポートステーション

たちかわ若者サポートステーションは、「NPO 法人育て上げネット」を母体に 2006 年から事業を開始している。たちかわ若者サポートステーションの目的とは、NPO の理念である「働くことと自立することを応援する」就労支援である。支援体制は臨床心理士、相談員を含む 12 名体制であり、一人の対象者に対して一人の支援者が担当する 1 対 1 の担当制である。対象者は、16 歳～38 歳までであり、利用者は圧倒的に男性が多い。

ここに来所する若者たちは、「いつでもどこでもサポート事業」や「家庭訪問」から訪れるケース⁸⁾、本人自ら足を運ぶケース、保護者から誘導されるケースなど多様である。来所した若者は2日間の無料体験後、正式に「たちかわ若者サポートステーション」に来所するか否かを決定する。来所することを決めた若者は、支援者の個人面談によって見極められる。この見極めで支援者は、「社会不安系相談」が必要な若者、「臨床系相談」が必要な若者、「仕事探し系相談」が必要な若者に分類する。「社会不安系相談」とは、仕事をしたいがどのように進めて行っているかわからない若者や対人関係に不安をもつ若者である。「臨床系相談」が必要な若者とは、クリニックからの紹介で来所したケースである。この見極めで就労できないと見極めた若者に対しては、福祉機関やクリニックに誘導することもある。「仕事探し系相談」とは、たちかわ若者サポートステーションにハローワーク感覚で来所する若者である。他方、相談では「保護者向け相談」も実施されている。

たちかわ若者サポートステーションは、各々のケースに合わせて、「コミュニケーション講座」、「パソコン講座」、「就職活動セミナー」、「ジョブ・トレーニング」を実施し、就労や進学といった出口に繋げている。進路決定後の若者には、「アフターフォロー面談」を実施している。

たちかわ若者サポートステーションの特徴とは、ひとりひとりが丁寧に個別に対応していく個別相談をメインとした支援である。それは、利用者にとってより良い支援を心がけ、就労への自信を高めるものである。また、ジョブ・トレーニングは、近隣の市のハローワークなどとの連携を強化し、当事者が仕事に就きやすい体制を目指して、母体のNPOとの連携で実施している。

今後の課題は、発達障害の若者の問題、支援者の増加、教育機関との連携である。支援者によると、発達障害を抱える若者が就労に辿りつくことは困難である。今後、彼らを就労に繋げるためには、福祉機関との連携を強化していく必要がある。また、支援者がより良い支援を目指しているために、悩みを抱えてしまうケースもある。今後は相談員、家庭訪問のスタッフの充実が必要である。最後に教育機関との連携である。若者の早期発見を可能にするのは、教育機関との連携である。支援者側は、不登校などの若者に空白期間を与えないために、教育機関とたちかわ若者サポートステーションとの連携が必要と考える。けれども現状は、教育機関の理念と就労支援の理念とが異なるために連携には至っていない。

2.2.3 しんじゅく若者サポートステーション

しんじゅく若者サポートステーションは、日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会を母体として、2008年から事業を開始している。その支援体制は支援者4名で、一人の対象者に対して一人の支援者が担当する1対1の担当制である。来所者の男女の割合は、男性7割と圧倒的男性の利用が多く、年齢層では28歳から35歳が多く利用している。来所者の特徴は、新宿の立地上、埼玉県や神奈川県など他県からの来所が多いことである。また、利用者の多くが自らHPなどを頼りにひとりで来所する傾向が強い。

ここでの支援方法は、「①窓口相談」、「②個別相談」、「③各種セミナー」、「④就労・進学・

訓練」という流れとなっている。他方では、保護者を対象にした「保護者セミナー」も実施されている。

「①窓口相談」とは、利用者が当事者の悩みや希望を聞き、支援が受けられる内容について説明するものである。「②個別相談」とは、利用者の抱えている問題に応じたカウンセリングを実施し、利用者に合わせて支援プランを一緒に考えていくものである。「③各種セミナー」とは、「コミュニケーションセミナー」、「自己発見セミナー」、「就職活動セミナー」、「職場体験」などである。「コミュニケーションセミナー」は、利用者が最初に参加するセミナーであり、必須セミナーとされている。利用者は、「②個別相談」と「③各種セミナー」を繰り返し、「④就労・進学・訓練」へと進み出口を見つけ出していく。

ここでの支援の目的とは、「働く人どうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働」を定義とする母体である日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会の「人間らしく働き、豊かに暮らせる社会を目指した」（日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会,2009）ものである。とりわけ、支援者によると「自分たちの手で起こして行こう」を目的に本人の気づきを重視した支援である。

しんじゅく若者サポートステーションの課題は、「支援の長期化」、「ネットワーク構築」、「就職先」、「自治体との連携」、「教育機関との連携」である。「支援の長期化」とは、出口である「就労・進学・訓練」に繋がるまでに約1年の時間がかかる。また、アルバイト就労が決定しても2、3日で辞めてくるケースもある。登録者が増加していくなかで「支援の長期化」を解決するためには、母体間および地域でのネットワークの構築が必要と考えられる。また、しんじゅく若者サポートステーションでは、地域性もあり、自治体との連携が乏しい状態にある。また、周辺には私立学校が多いため、「教育機関との連携」も構築されていない。自治体との連携と教育機関との連携は、ネットワークの構築と就職先の課題を解決していく糸口となるはずである。自治体と教育機関との連携を含んだネットワークの構築が、今後の支援を強化するための課題とされている。

2.2.4 せたがや若者サポートステーション

せたがや若者サポートステーションは、しんじゅく若者サポートステーションと同じ日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会を母体に、2009年度から事業を開始している。支援体制は、キャリアカウンセラーや産業カウンセラーを含む4名体制で一人の支援者に対して一人の支援者が担当する1対1の担当制をベースに、すべての支援者が対象者に関わる支援である。

利用者の6割が男性で、4割が女性である。利用者の多くが、世田谷区在住もしくは近隣在住で親と同居している。また、年齢層は19歳から39歳前後を対象にしており、30歳前後の利用者が最も多い。せたがや若者サポートステーションは、このような利用者を対象に「①問い合わせ」、「②初回相談」、「③個別相談」、「④各種セミナー」（コミュニケーション・セミナーや就職活動セミナーを含む）、「⑤就労・進学・訓練」のプロセスで支援をおこなっている。また、随時、交流会やイベントを企画し、人と接する機会を提供している。支援者によると、ここでの支援の目的とは、母体の日本労働者協同組合（ワーカー

ズコープ) 連合会の定義に基づき、「働くことで人が成長する」といった考えで就労支援を通して若者の主体性を高めることである。

せたがや若者サポートステーションの特徴は、自治体との協力で支援が実施されていることである。たとえば、せたがや若者サポートステーションの場所を提供したのは、自治体であった。世田谷区は、障害者支援の歴史が長く、多様な施設が隣接しており支援しやすい環境にある。せたがや若者サポートステーションの事業に関しても、世田谷区の産業政策部工業雇用促進課が窓口となり、支援者の支援を把握し、理解し、支援づくりに協力している。このような自治体の協力を得て支援を開始したせたがや若者サポートステーションの課題とは、ネットワークの拡充と顔の見える関係作りである。支援者は、利用者主体のサポートステーションにづくりを目指しており、就労に向けた多様な職場体験先や職場見学先の確保、支援スキル・技術を向上させるための機会づくりを目指している。

2.2.5 みたか地域若者サポートステーション

みたか地域若者サポートステーションは、「NPO 法人文化学習協同ネットワーク」を母体として、2007年度から開始している。母体である「NPO 文化学習協同ネットワーク」の目的とは、「子どもや青年の健やかな成長を願い、市民の学びあいと文化創造の協同によって、子どもや青年のための癒しと学びの居場所をつくり運営し、青年たちの自立支援システムづくりとその運営を行い、もって競争原理を超えて一人ひとりが自分らしく輝ける、豊かなコミュニティの実現に寄与すること」(法人定款 第3条)である。この目的の下、「NPO 文化学習協同ネットワーク」では、「子ども発達支援事業」、「若者支援事業」、「コミュニティ・ビジネス事業」の3つの事業を柱にNPO事業を行っている。

みたか地域若者サポートステーション事業は、「若者支援事業」のひとつである。みたか地域若者サポートステーションでは、支援者5名で一人の対象者に対して一人の支援者が担当する1対1の担当制で支援を行っている。利用者の3分の2が男性である。

みたか地域若者サポートステーションの特徴は、「NPO 法人文化学習協同ネットワーク」事業の理念を支援の軸としているところである。それは、支援者が1対1の関係で若者の「手ごたえのある他者」となり、若者の「発達支援」と「主体形成」を目的とした支援である。支援者によると、若者は長期にわたる支援期間のなかで、人や社会に対する信頼を回復していく。そこでみたか地域若者サポートステーションでは、直接的な就労支援よりも、若者たちの悩みを聞き、安全安心な人間関係を構築できる支援を実施している。ここでは、若者たちに相談支援をベースに居場所を提供し、居場所のなかで各種セミナーや社会体験を提供し、就労、就学といった進路へと導いている。

みたか地域若者サポートステーションは、母体の「NPO 法人文化学習協同ネットワーク」が多様な事業を受託しているため、地域ネットワークが充実しており、自治体や教育機関との連携も構築されている。この支援環境下での今後の課題とは、就職先である若者の受け入れ先の事業所の開拓とされている。

3.地域若者サポートステーションの課題と今後の展望

3.1 地域若者サポートステーションの課題

今回の5カ所の事例からは、各々の地域若者サポートステーションにおける支援の相違および課題が検出された（表1参照）。

表1 各地域若者サポートステーションの支援目的と主な課題

地域若者サポートステーション	あだち	たちかわ	しんじゅく	せたがや	みたか
支援の目的	自治体と連携した就労支援	NPO理念の下の働くことと自立することを応援する就労支援	NPO理念の下の本人の気づきを重視した就労支援	NPO理念の下の本人の主体性を重視した就労支援	NPO理念の下の若者の発達支援と主体形成
各地域若者サポートステーションの主な課題	グレーゾーンの若者の課題	発達障害の若者の課題	支援の長期化	利用者主体の支援	就労先・若者の受け入れ先の事業先の開拓
	生活保護世帯の課題	支援者の増員	就労先	若者の職場体験先や職場見学先の確保	
		教育機関との連携	自治体との連携	支援スキル向上と支援技術向上のための機会づくり	
			教育機関との連携		

まず各々の支援をみると、あだち若者サポートステーションは自治体を主体とした就労目的の支援である。たちかわ若者サポートステーションは、母体のNPO理念を主体とした就労目的の支援である。みたか地域若者サポートステーションは、NPOの理念を主体とした安全安心な人間関係形成の支援である。しんじゅく若者サポートステーション母体の日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会の理念を引き継ぎ、本人の気づきを重視した支援である。母体が同じせたがや若者サポートステーションでは、同じく母体の理念を引き継いだ若者の主体性を高める就労支援である。

次に各々の地域若者サポートステーションの類似した課題をみると、たちかわ若者サポートステーションとしんじゅく若者サポートステーションでは、「教育機関との連携」で共通の課題がみられた。また、せたがや若者サポートステーションが課題とする職場体験先や職場見学先の確保といった課題は、同じく支援期間が短いしんじゅく若者サポートステーションが言う「ネットワーク構築の課題」と関連してくると考えられる。また、しんじゅく若者サポートステーションとみたか地域若者サポートステーションでは共通して若者の受け入れ先の課題があげられている。

次に各地域若者サポートステーションの課題の特徴をみると、あだち若者サポートステーションでは「生活保護世帯の課題」があげられた。これは、他の地域若者サポートステーションでは見られないものであり、足立区といった地域性が特化した課題といえる。また、支援者がグレーゾーンと位置づける若者の就労先の問題とは、福祉機関や専門機関にも繋げることができないからである。たちかわ若者サポートステーションでは、「支援者の増員」が課題としてみられた。

たちかわ若者サポートステーションは、他の地域若者サポートステーションよりも多いスタッフで運営されている。しかし、支援者の増員を課題にあげる背景には、支援者が1人で対象者についての悩みを抱え込んでしまう要因がある。また「発達障害の課題」は、福祉機関や専門機関との連携によって解消される課題といえる。しかし、そのためにはネ

ネットワークの拡充が必要であり、自治体や地域社会との連携が必要といえよう。

次に、しんじゅく若者サポートステーションでは、新宿の地域性が顕著みられる「自治体との連携」が課題としてあげられている。また、対象者の主体性を重視しているがゆえに、「支援の長期化」が課題としてあげられている。支援の長期化は、自治体の協力が強化されれば、支援ネットワークが拡充するがゆえに緩和される課題と考えられる。

『ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書』（2007年）によると、地域若者サポートステーションの今後の課題には、認知度を高めること、ネットワークの充実、支援者の多様な人材の確保、地元産業や企業の理解と協力があげられている。これらの課題は、今回の事例としてあげた5カ所の地域若者サポートステーションにも共通してみられた課題である。今回の5つの事例からは、同じ地域若者サポートステーションでも、支援目的、支援体制、支援を行う上での理念、抱えている課題は多様であることがわかる。

3.2. 地域若者サポートステーションの展望

2000年に入り若者支援施策が開始された日本であるが、他方EUでは既に1980年代から若者の失業施策が開始されていた。その後、1990年代に入るとEU加盟国がそろって若者支援に取り組み始めたのである（宮本,2009:65）。とりわけ、2001年にイングランドで開始されたコネクションズは、13歳から19歳のNEET（Not in Education, Employment or Training）の若者を対象に支援が開始された。コネクションズの特徴とは、複合的なリスクを抱えているNEET状態の若者に対して、「教育・雇用・福祉・保健医療の諸機関が連携し対応する」（宮本,2009:66）包括的な支援である。

これまでの日本では、若年無業者や若年失業者を放置せず、相談支援や職業訓練を実施し、復学、就学、求職活動に向かわせる施策がほとんどなかった。2006年に開始された無料で利用できる地域若者サポートステーション事業は、若年支援施策の大きな1歩と言えよう。前述したように、地域若者サポートステーションの目指すところは、地方自治体が主導となり、関係機関の協力を仰ぎ、ネットワークを構築し、若者が適した支援を継続して受けることができる仕組みづくりである。しかし、今回の5つの事例からも明らかなように、各々の地域若者サポートステーションが支援を駆使し、各々の課題を抱えている。また現状の支援が、厚生労働省の「地域における若者支援5原則」にすべて基づいて実施されているとは言えない。東京都の地域若者サポートステーションの現状からみると、政府が目指す若者支援の確立にはまだ至っていない。

今後、政府が目指す地域若者サポートステーションの若者支援を実現させるためには、省庁や機関だけでなく、民間組織やNPOなども取り込み、若者に必要な支援をひとつに統合した支援システムのモデル作りといえる。そこで第1に必要な連携が自治体との連携である。今回のヒアリング調査からも自治体との連携は、地域若者サポートステーションが機能していくうえでは不可欠である。あだち若者サポートステーション事例では、生活保護との兼ね合いで自治体の全面協力がみられた。たとえば、自治体の協力で高校訪問が実現でき、教育機関での周知活動を実現している。他方、たちかわ若者サポートステーション、みたか地域若者サポートステーション、せたがや若者サポートステーションの自治体は、場所提供

や支援の把握などで自治体の協力がみられる。けれども、自治体の協力が得られない分野では、地域若者サポートステーションの母体に頼るしかないのが現状といえる。

今後の日本社会において若年無業者や若年失業者が、社会から排除され固定化されないためにも、地域若者サポートステーションの支援は不可欠である。長期的な支援を考慮し若年無業者や若年失業者の状態を作らないためには、若者の早期発見のシステムが必要である。そのためには、地域若者サポートステーションを含む、学校から労働市場へのスムーズな移行ができる包括的な支援の考慮が求められるといえよう。

< 注 >

- 1)本稿は「平成22年度白山社会学会」で報告した「地域若者サポートステーションからみる若者支援の現状」に加筆修正を加えたものである。
- 2)「フリーターから正規労働者への移行を促進するための対策」とは、「若者トライアル雇用」、「日本版ディアルシステム」、「ジョブカフェ」、「ハローワークにフリーターのための特別ブース」である。「仕事に対する若者の意欲と能力を向上させるための対策」とは「若者自立塾」、「地域若者サポートステーション」である。「学校から職業への円滑な移行を促進するための対策と革新的な対策」とは、「ジュニアインターンシップ」、「キャリア対策プログラム」である(OECD,2010:112)。
- 3)「若者自立塾」は2009年度の事業仕分けの対象となり事業の廃止が決定した。しかし、支援内容は職業訓練事業として持続することになっている。
- 4)地域若者サポートステーションが設置された2006年度では、対象年齢は15-34歳であった。しかし、年長フリーターが問題視されるようになった2008年度から、対象年齢が15-39歳までに引き上げられた。
- 5)「若者自立支援中央センター」は、2008年度まで財団法人社会経済生産性本部が厚生労働省から事業を受託し「中央サポートステーション」という名称で運営していた。
- 6)本調査は、2009年度井上円了記念研究助成金『『ニート』、『ひきこもり』の自我・アイデンティティサポートステーションの支援を通じて-』の研究の一環として実施したものである。
- 7)「NPO 青少年自立援助センター」は、自治体からの委託事業で生活保護世帯のアウトリーチを行っている。また、「地域若者サポートステーション」のモデル事業として、「いつでもどこでも事業」を受託している。「いつでもどこでも事業」とは、2009年度に20団体を対象に「地域における若者自立支援5原則」を具体化するために実施された事業である。それは、より専門的なノウハウの蓄積、課題の検証などを行い、他の「地域若者サポートステーション」に普及させることを目的としたものである。事業は、2009年度の1年のみで終了している。
- 8)「NPO 法人育て上げネット」が受託している「いつでもどこでもサポート事業」とNPOの「家庭訪問」事業からである。

< 参考・引用文献 >

OECD,2010,『日本の若者と雇用——OECD 若年者雇用レビュー：日本』,明石書店

- 公益財団法人 日本生産性本部,2010,『地域若者サポートステーション事例集平成 21 年度版』,公益財団法人日本生産性本部
- 厚生労働省,2007,『政策レポート (地域若者サポートステーション事業について)』
<http://www.mhlw.go.jp/seisaku/2009/01/03.html>
- 財団法人 社会経済生産性本部,2008,『地域若者サポートステーション事例集 2007 年度』,財団法人社会経済生産性本部
- 財団法人 社会経済生産性本部,2009,『地域若者サポートステーション事例集平成 20 年度版』,財団法人社会経済生産性本部
- 財団法人 社会経済生産性本部,2007,『ニート状態にある若年者の実態及び支援策に関する調査研究報告書』,財団法人社会経済生産性本部
- 宮本みち子,2009,「若年層の貧困化と社会的排除」,森田洋司,矢島正見他編,『新たな排除にどう立ち向かうのか—ソーシャル・インクルージョンの可能性の課題』,学文社